

京都市交通局管理規程 2 - 4 (京都市交通局次長等専決規程) の一部を次のように改正する。

平成 17 年 3 月 31 日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田與三右衛門

別表第 2 総務課長の項中第 6 号を削り，同項の次に次の 1 項を加える。

企画課長	(1) 事業概要及び統計速報の発行に関すること。
------	--------------------------

附 則

この改正規程は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)